

令和5年度高等学校等就学支援金（就学支援金）支給手続のお知らせ（4月申請）

都立学校に在学する生徒は、原則として授業料を納入することになります。
「高等学校等就学支援金」（以下「就学支援金」という。）は、生徒の保護者の所得に応じ、**授業料が無料**になる国の制度です。

1 支給対象

支給対象となる世帯 「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額」が
(審査基準) **30万4,200円未満の世帯**

- ※ おおよその年収が910万円（世帯構成員等によって変動）未満の世帯が相当します。ただし、あくまで審査は上記審査基準で行います。
- ※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。
- ※ 早生まれ（生年月日が平成18年1月2日から同年4月1日までの間をいいます。）の生徒を扶養している場合は、保護者1名の「区市町村民税の課税標準額」から33万円を減じて計算します。
- ※ 過去に高等学校に在籍したことのある方は、在籍年数等によって支給対象とならない場合もあります。
- ※ 審査基準を超過することによって支給対象とならない場合で、保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯は、授業料減免制度により、納入する授業料を1/2に減額申請することができます。

課税標準額、調整控除の額は
マイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。
※マイナンバーカードが必要です。



2 手続に必要な書類

①就学支援金を申請される方

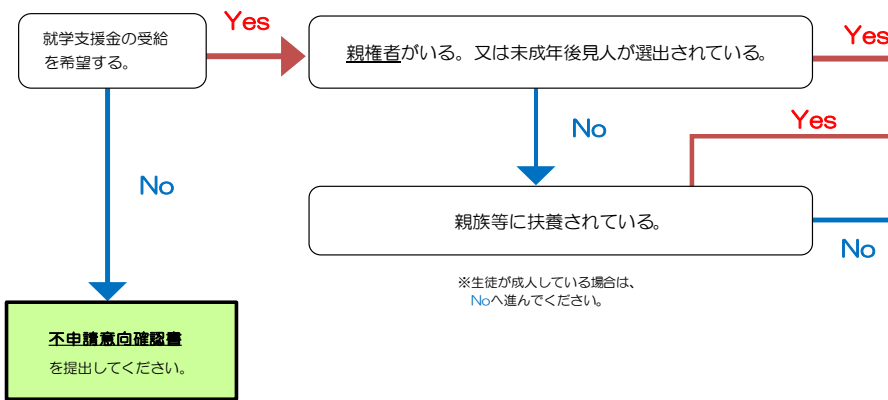
- 申請書兼収入状況届出書 • マイナンバー収集台紙 など

※申請者によって必要な書類が異なります。
下記フローチャートで必要書類を確認し、記入例を見ながら書類を準備してください。
※左記審査基準を満たさない場合でも、保護者等の事故、病気、失職、災害等の**家計急変**により収入が激減し、収入状況が一定の要件を満たすと認められる世帯は、就学支援金の適用が受けられる場合があります。
家計急変世帯については、必要な書類が下記フローチャートと異なります。
詳細については下記問合せ先に御連絡ください。

②就学支援金を申請しない方（※手続後、授業料が請求されます。）

- 不申請意向確認書

3 フローチャート



パターン	必要書類	
A	①申請書兼収入状況届出書	1枚
	②マイナンバー収集台紙(親権者全員又は未成年後見人の内容記載のもの)	1式
B	①申請書兼収入状況届出書	1枚
	②マイナンバー収集台紙(扶養者の内容記載のもの)	1式
	③生徒本人の健康保険証の写し	1枚
C	①申請書兼収入状況届出書	1枚
	②マイナンバー収集台紙(生徒本人の内容記載のもの)	1式
	③生徒本人の健康保険証の写し	1枚

※「②マイナンバー収集台紙」の作成方法は、マイナンバー収集台紙の裏面を確認してください。
※「②マイナンバー収集台紙」を御提出後、税情報が取得できない場合、別途課税証明書等の提出をお願いすることがあります。
※やむを得ずマイナンバーを提出できない方は、「②マイナンバー収集台紙」の代わりに以下A～ウのいずれかの書類を提出してください。（特別徴収税額通知書は使用できません。）
ア 令和4年度住民税（非）課税証明書 イ 令和4年度住民税納税通知書
ウ 生活保護受給証明書（令和4年1月1日現在で生活保護受給者であることがわかるもの。）
ただし、A～ウの書類で区市町村民税の課税標準額または調整控除の額が確認できない場合は、原則、区市町村で住民税課税証明書と「課税証明書（補足）」を取得し学校へ提出する必要があります。
「課税証明書（補足）」の様式については、学校の経営企画室でお渡しします。
※健康保険証の写しを提出する際は、記号、番号、保険者番号をマスキング(黒塗り等)してください。

4 提出日・提出方法・問合せ先

提出日
提出方法

提出日・提出方法は、入学する学校で別に指定します。

問合せ先

不明な点については、入学する学校の経営企画室にお問い合わせください。

就学支援金制度の詳細や法令は、東京都教育委員会及び文部科学省のホームページでも案内しています。

裏面も確認してください。

東京都教育委員会印刷物登録
令和4年度 第93号

東京都教育委員会

就学支援金制度の詳しい説明や、よくある質問を掲載しています。

1 就学支援金の具体的な支給額や支給対象の例外はありますか？

授業料（支給額）			
全日制	定時制	定時制（単位制）	通信制
月額 9,900円	月額 2,700円	1単位につき ※ 1,740円	1単位につき ※ 336円

※ 履修登録を行った単位数が就学支援金の支給対象となり、年間30単位（通算74単位）が支給上限です。なお、支給上限を超過した履修単位数に係る授業料は、別に免除申請を行うことができます。

■ 支給対象とならない方

- 高等学校等を卒業又は修了したことがある方
- 高等学校等に在学した期間が通算して（転学等の場合を含む。）、全日制課程の場合は36か月を超える方、定時制及び通信制課程の場合は48か月を超える方

2 書類提出後のスケジュールを教えてください。

対象	今後の予定
就学支援金を申請された方	本年7月頃に、審査結果を郵送します。支給認定とならない方には、7月末日を納付期限とした「授業料納入通知書（4月～6月分）」を同封します。
就学支援金を申請しない方	本年6月頃に、6月末日を納付期限とした「授業料納入通知書（4月～6月分）」を郵送します。

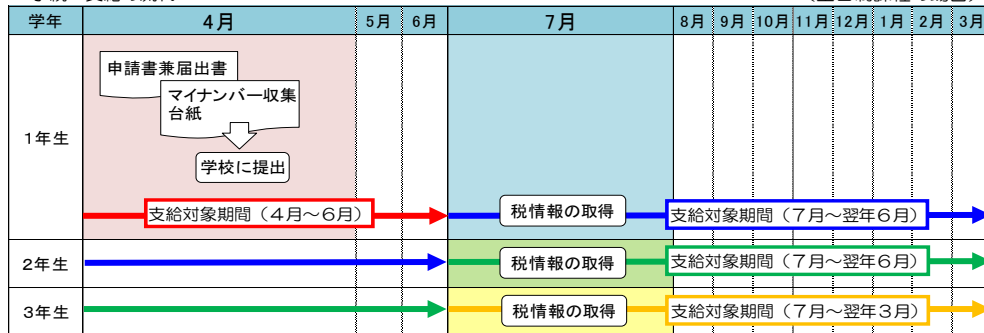
《7月以降の予定》

マイナンバーを提出し、受給資格が認定されている方で、住所等に変更が無い場合、手続は不要となります。

ただし、不申請や不認定の方は、申請の意向確認として再度申請書類の提出が必要となります。

手続・支給の流れ

（全日制課程の場合）



■ 提出された個人情報の取扱いについて

この制度において東京都教育委員会が収集する、生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い厳格かつ適正に管理します。

なお、就学支援金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し、必要かつ適正な監督を行います。提出されたマイナンバーは他の就学支援事業（東京都立学校等給付型奨学金、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金、東京都立学校等学直し支援金）に利用する場合があります。あらかじめ御承知おきください。

3 書類作成上の注意点はありますか？

- 一度提出した書類は返却できませんので、原本をお手元に残す必要がある場合は、写し（コピー）を提出してください。提出の際は、氏名やマイナンバー等の文字が鮮明に分かるように複写してください。ただし、健康保険証の写しを提出する際は、記号、番号、保険者番号をマスキング（黒塗リ等）してください。
- 親権者又は未成年後見人が次の四つのいずれかに該当する場合、その方の所得は審査の対象に含めないため、親権者又は未成年後見人がいないものとみなし、必要書類を提出してください。
 - 一時的に親権を行う児童相談所長
 - 児童福祉施設の長
 - 法人である未成年後見人
 - 財産に関する権限のみを行使すべきこととされている未成年後見人
- 所得確認の対象となる方が日本国内に在住していない等の理由により、マイナンバーを有していない場合はマイナンバー収集台紙の提出は不要です。
- 確定申告等を通じて税の申告を行っていない場合、提出したマイナンバーを利用して、審査に必要な税額が取得できず、審査ができない場合があります。その場合、別途区市町村等への税の申告等を求める場合があります。

4 その他よくある質問

Q1 就学支援金の申請書類を提出した後、就学支援金はいつ頃受け取れますか？

就学支援金は、生徒・保護者に直接お渡しするものではありません。就学支援金の支給が認定されると、国から東京都教育委員会を経由し、学校に対して直接交付されます。支給認定がなされた生徒・保護者の方には、授業料を納めていただく必要はありません。

Q2 誤って不申請意向確認書を提出しました。これから申請すれば、遡って受給できますか？

申請は可能ですが、手続を行った当月又は翌月から支給対象となります。遡っての支給はできません。

Q3 親権は両親にありますが、子供は祖父の扶養に入っているため、祖父の所得を確認できる書類を提出すればよいですか？

あくまでも親権者の所得が審査対象となりますので、この場合、親権者である両親の個人番号カード等の所得を確認できる書類を提出してください。

Q4 就学支援金の申請をしましたが、父母が離婚したことで世帯の所得状況に変更がありました。就学支援金の支給は受けられますか？

離婚や死別等により、親権者が2人から1人になった場合、1人分の親権者の所得で審査を行います。所得状況に変更が生じた場合、学校に連絡してください。

Q5 就学支援金の支給を受けましたが、養子縁組等により親権者の数が増えました。どのような手続が必要ですか？

親権者が増えた場合、新たな親権者の構成を基準に、所得の状況を審査する必要があります。

Q6 休学をする場合に手続は必要ですか？

休学する期間については、授業料は課されませんので、就学支援金の支給も停止します。休学に関する手続と併せて、就学支援金の停止手続を行ってください。復学の際に、支給手続を行うことで、就学支援金の支給も再開できます。手続については、在学している学校の経営企画室にお問い合わせください。

Q7 自営業なのですが、確定申告の必要はありますか？

自営業の方で確定申告を行っていない等の理由により、お住まいの区市町村が税情報を保有していない場合、マイナンバーによる税額の取得ができないことがあります。控除対象配偶者等一部の場合を除いて、自営業の方はあらかじめ税の申告を行ってください。